

令和6年度東京都地域福祉支援計画推進委員会(第1回)会議録

I 会議概要

- 1 開催日時 令和6年8月27日(火)午前10時00分から午前11時50分まで
- 2 開催場所 都庁第一本庁舎31階中央A会議室(オンライン会議併用方式)
- 3 出席者 【委員】
小林委員長、鏑木委員、室田委員、小山委員、森委員、池嶋委員、稲川委員、関谷委員
(以上8名)
- 4 会議次第
 - 1 開会
 - 2 委員紹介
 - 3 福祉局生活福祉部長挨拶
 - 4 委員長選出・副委員長指名
 - 5 重層的支援体制整備事業について
 - 6 地域福祉支援計画と関連する他の計画について
困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画
 - 7 閉会

○畑中生活福祉部企画課長 皆様、おはようございます。それでは、お時間となりましたので、ただいまから令和6年度第1回東京都地域福祉支援計画推進委員会を開会いたします。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

この委員会の事務局を務めます、福祉局生活福祉部企画課長の畑中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。今回は第1回目の委員会となりますので、委員長選任までの間、私のほうで議事進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、対面とウェブ会議システムを利用したオンライン会議併用方式により行います。一部の委員と事務局のみ対面で、その他の委員と庁内幹事、傍聴の方についてはオンラインとさせていただいてございます。運営上、至らない点もあろうかと思いますが、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに、お送りしています資料について確認をさせていただきます。会議次第がございまして、資料として配付資料、下のほうに記載してございますが、7点ございます。資料1、東京都地域福祉支援計画推進委員会設置要綱、資料2、東京都地域福祉支援計画推進委員会委員名簿及び幹事名簿、資料3、重層的支援体制整備事業と都の自治体後方支援について、資料4、重層的支援体制整備事業後方支援事業と実施地区の取組概

要、資料5、困難な問題を抱える女性への支援について、資料6、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」について、資料7、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」に基づく施策の推進について、以上7点でございます。

資料のほうは大丈夫でしょうか。

次に、会議の公開についてご説明いたします。この委員会につきましては、設置要綱第12条の規定に基づきまして公開となっております。また、この会議の議事録につきましては、東京都のホームページにて公開する予定となっております。

続きまして、ウェブ会議システムでの発言方法についてご案内いたします。オンライン参加の委員につきましては、マイクのミュートを解除し、ご所属とお名前をお知らせいただいた後にご発言いただきたいと思っております。ご発言が終わりましたら、再度、マイクをミュートにさせていただきたいと思っております。

接続状況を考慮して、カメラをオフにしている場合につきましては、チャットを利用してお知らせいただければと思っております。また、接続状況が悪い場合には、お手数ですがカメラをオフにするか、一度退室して、再度入室するなどの対応をお願いいたします。また、先ほどご案内しましたとおり、この委員会の議事録につきましては東京都のホームページにて公開いたしますが、会議中の録音・録画につきましてはご遠慮いただきたいと思っております。

続きまして、委員の皆様をご紹介いたします。資料2の委員名簿の順にご紹介をいたします。お名前をお呼びいたしましたら、一言ご挨拶をお願いいたします。

上智大学准教授の鏑木奈津子委員でございます。

○鏑木委員 鏑木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○畑中生活福祉部企画課長 東京都立大学名誉教授の小林良二委員でございます。

○小林委員 どうぞよろしくお願ひいたします。

○畑中生活福祉部企画課長 明治学院大学教授の新保美香委員ですが、本日、欠席とのご連絡をいただいております。

東京都立大学准教授の室田信一委員でございます。

○室田委員 室田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○畑中生活福祉部企画課長 立川市社会福祉協議会地域活動推進課長の枝村珠衣委員ですが、本日、欠席とのご連絡をいただいております。

中野区社会福祉協議会経営管理課長の小山奈美委員でございます。

○小山委員 中野区社会福祉協議会の小山です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○畑中生活福祉部企画課長 東京都民生児童委員連合会常任協議員の内藤孝雄委員でございますが、本日欠席とのご連絡をいただいております。

東京都社会福祉協議会地域福祉部長の森純一委員でございます。

○森委員 森です。よろしくお願ひいたします。

○畑中生活福祉部企画課長 西東京市健康福祉部地域共生課長の池嶋達也委員でございます。

○池嶋委員 西東京市の地域共生課長池嶋でございます。本日、どうぞよろしく願いいたします。

○畑中生活福祉部企画課長 新宿区福祉部地域福祉課長の稲川訓子委員でございます。

○稲川委員 新宿区の稲川と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○畑中生活福祉部企画課長 日の出町福祉課長の関谷好史委員でございます。

○関谷委員 日の出町の関谷と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○畑中生活福祉部企画課長 本日は、11名の委員のうち出席委員が8名、欠席委員が3名となっております。

また、この委員会では、設置要綱第11条の規定によりまして、幹事を指名しております。資料2の2枚目の幹事名簿をもって紹介に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、福祉局生活福祉部長の新内よりご挨拶申し上げます。

○新内生活福祉部長 福祉局生活福祉部長の新内でございます。よろしくお願いいたします。

本日ご多用の中、本委員会に出席いただきまして誠にありがとうございます。今年度1回目の開催となりますので、簡単にご挨拶を申し上げます。

まず令和3年12月に第二期の東京都地域福祉支援計画を策定しまして、本年3月に中間見直し案を公表させていただきました。東京都立大学名誉教授の小林先生をはじめ、委員の皆様方のご協力をいただきまして公表に至りましたことを、改めて御礼申し上げます。

今回の中間の見直しにおきましては、コロナ禍における地域生活課題の変化ですとか、複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備、推進、多様な地域生活課題への対応の三つのほかに、元旦に発生しました能登半島地震を踏まえた見直しとなっております。

およそ3年半に及んだコロナ禍で、それまで当たり前と思っていた生活様式が大きく変化いたしました。デジタル技術が目覚ましい進歩を遂げた一方で、他者との物理的な距離を余儀なくされ、地域のコミュニティや人とのつながりがいかに大切であるかを再認識する契機となりました。昨年5月にコロナの感染症の位置づけも変わって、社会経済活動が急速に正常化に向けて動き出しましたが、その一方で、ひきこもりなどの複合的な課題の表面化、外国籍の居住者の生活実態などが明らかになったり、円安の進行やウクライナ情勢といったことで、生活にいろいろ不安を抱えている方も多くなっております。

都としては、今回この計画に記載した取組の方向性について着実に実施していくとともに、人々が身近な地域に目を向けて活動に参加し、地域福祉に関わっていく機運を醸成して、区市町村などの関係機関と連携しながら、引き続き地域共生社会の実現を目指してまいります。委員の皆様方におかれましては、専門的な見地、また、地域の現場での先駆的

な取組、ご経験などを基に、ご指導、ご助言、また情報提供をお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○畑中生活福祉部企画課長 次に、委員長の選任でございます。設置要綱第5条によりまして、この委員会では委員の互選により委員長を決定することになってございます。

委員の皆様からご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○森委員 よろしいでしょうか。

○畑中生活福祉部企画課長 森委員、お願いします。

○森委員 東京都社会福祉協議会の森です。この計画の中間見直しに当たって、委員長として取りまとめをいただいた小林良二先生に引き続きお願いしたらと思いますが、いかがでしょうか。

○畑中生活福祉部企画課長 ありがとうございます。ほかにご意見はございますでしょうか。ほかにご意見がないようでしたら、小林委員、ご承諾いただけますでしょうか。

○小林委員長 承知いたしました。

○畑中生活福祉部企画課長 それでは、早速ですが、小林委員長からご挨拶をお願いできればと思います。

○小林委員長 微力ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

地域福祉の広がりや、また、困難さという課題の難しさが、このところ、ひしひしと感じられるような状況かと思えます。委員の皆様、また事務局の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

○畑中生活福祉部企画課長 ありがとうございます。

それでは、以降の議事進行につきましては、小林委員長をお願いいたします。

○小林委員長 それでは、最初に副委員長の選任を行います。設置要綱第6条により、副委員長は委員長が指名することとなっております。私としましては、生活困窮者支援に大変詳しく、また、昨年度も副委員長として計画の中間見直しにご尽力いただきました、新保美香委員をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

○畑中生活福祉部企画課長 承知いたしました。

本日、新保委員は欠席されてございますので、事務局より、お引き受けいただけるかどうか、確認をさせていただきたいと思えます。

○小林委員長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思えます。

第1のテーマですが、重層的支援体制整備事業となります。事務局のほうから説明をお願いいたします。

○畑中生活福祉部企画課長 はい。それでは、資料の3、重層的支援体制整備事業と都の自治体後方支援につきましてご説明いたします。

まず、重層的支援体制整備事業につきましては、社会福祉法第106条の4に規定され

てございまして、令和3年度から実施をされております。この事業の創設に当たりましては、これまでの福祉制度や福祉政策、あるいは人々の生活や生活を送る中での直面する課題、困難性や生きづらさの多様性、複雑性から現れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことが背景とされてございます。

青色の部分の事業概要をご覧いただければと思います。

区市町村において子ども、障害者、高齢者、生活困窮者といった対象者ごとに存在いたします既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築、すなわち、区市町村全体の支援機関、地域の関係者が生活課題を断わらずに受け止め、自分事として捉えるとともに、つながりを保った支援体制を構築するため、緑色で囲われました重層的支援体制整備事業の全体像で示されている、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う事業でございまして。

2枚目のスライドの「「相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり支援事業」の相互関係」では、三つの事業を一体的に実施する効果を示してございます。

また次の3枚目のスライドになりますが、「重層的支援体制整備事業の支援フロー（イメージ）」になります。三つの事業の関連性についてご確認いただければと思います。

1枚目のスライドに戻りまして、重層事業では、右下の「相談支援、地域づくり事業の一体的実施」にあります、高齢、障害、子ども、生活困窮の各分野ごとに行われていた相談支援や地域づくりに係る補助に、こちらには記載はございませんが、新たに多機関協働や参加支援等の機能強化を図る補助を加えまして、区市町村が一体的に執行できるよう、重層的支援体制整備事業交付金が創設をされたところでございます。

4枚目のスライドになりますが、「包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ」になります。社会福祉法第106条の3には、全ての区市町村において努力義務とされております「包括的な支援体制の整備」がございまして、重層事業はこれらを行うための手段として、区市町村からの手挙げに基づく任意事業との位置づけがされております。このため、重層事業を活用せずに、「包括的な支援体制の整備」に取り組むことも認められておりまして、全国の市町村の中には、そうした取組を進めている市町村もございまして。

東京都では、この重層事業につきましては、地域共生社会の実現に向けた効果的な取組として捉えておりまして、推進していくことを明確にしております。これまでばらばらに行われてきました各事業がひもづけられたことによりまして、三つの柱による支援体制づくりの方向性が明確となり、庁内連携や支援関係機関同士の連携が進むきっかけとなっているほか、交付金の一体的交付によりまして、少子、高齢、障害、生活困窮といった支援の在り方から、全ての地域住民を対象にするという施策づくりや施策の体制づくりが徐々に進んできていると認識してございます。

また、アウトリーチや社会参加といった「参加支援事業」は、地域や社会とのつながりを持ち、その人らしく生きていくことを支援するものでございまして、ベースとなる地域

づくりと併せ、重層事業において、財源とともに位置づけられていることは、地域共生社会の実現において大きな意味があるものと考えてございます。

5枚目のスライドになりますが、本年3月に公表いたしました「第二期東京都地域福祉支援計画（中間見直し版）」におきまして、重層事業の推進と区市町村への取組支援を明確にしております。

次に、6枚目、7枚目のスライドになります。

都では、国の予算、「重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業」も活用しながら、5月21日には、「自治体ごとの包括的な支援体制づくりに向けて一東京で進める重層的支援体制の整備」と題しまして、区市町村職員、区市町村社会福祉協議会職員を対象としましたシンポジウムを開催するなど、機運の醸成に努めているところでございます。

また、今年度から東京都社会福祉協議会と連携いたしまして、「重層的支援体制整備促進事業」を実施しております。重層事業について実施をしている区市町村や検討している区市町村、社会福祉協議会を支援するために、電話相談、訪問による情報提供、助言等のほか、体制構築に係る手法の分析と展開、事例発表会、先行自治体情報交換会、報告集の作成、この四つの柱から成る事業を展開しております。自治体の後方支援に取り組んでいるところでございます。こちらの具体的な取組につきましては、後ほど森委員よりご説明いただければと思います。

最後になりますが、都内における重層事業の実施自治体でございますが、令和3年度の世田谷区、八王子市の2自治体から始まりまして、令和5年度に12自治体、令和6年度に23自治体と増えてきてはいるものの、都の62自治体におけます実施率は37.1%にとどまっているほか、実施自治体は全て区市に限られておりまして、町村自治体や人口規模が小さな自治体に対する支援強化も重要と考えてございます。

また、楠木委員も構成員でございますが、社会福祉法の改正に向けた「地域共生社会の在り方検討会議」が国で組織されてございまして、重層事業について、「財源の在り方を含む持続可能な制度設計」が議論の視点として挙げられてございます。自治体からは、目玉であるはずの交付金事務が複雑であるとともに、煩雑であることを懸念した声が聞かれてございます。

この検討会議のスケジュールによりますと令和6年度末までに中間的な論点整理を実施し、令和7年夏を目途に検討会議とりまとめとされてございますので、都としてもこうした議論について注視してまいりたいと考えてございます。

長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

では続きまして、資料4、重層的支援体制整備事業後方支援事業と実施地区の取組の概要につきまして、森委員より説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○森委員 はい。東京都社会福祉協議会の地域福祉部の森です。

それでは、次のスライドからご説明させていただきます。

はい。先ほど畑中課長からご説明がありましたとおり、重層的支援体制整備事業は包括的支援体制を構築する手段として、各自治体で取組みが検討されているものと思います。もともと包括支援体制を構築する社会福祉法106条の3にあります。条文の構成が1号、2号、3号というふうに分かれており、その中で、1号のところでは、地域福祉コーディネーターの配置、あるいは多世代・多機能型の拠点を整備していくこと、地域における担い手を育成していくことが入っています。また、2号のところでは、相談を包括的に受け止める場ということで、都内の実践の中ではアウトリーチを強化して、困り事を拾いに行くということや、分野や対象を限定しない福祉何でも相談を設けるなどの取組が進められているところかと思えます。3号のところでは、区市町村圏域ということに、包括支援体制の構築では想定されていますけれど、多機関の協働が位置づけられています。

こういった体制を、重層的支援体制整備事業が令和3年度から始まる前から、各実施地区のところでは区市町村の地域福祉計画と社協の地域福祉活動計画の中で相互に連携しながら、特に地域福祉コーディネーターやCSWの配置、また多世代・多機能型の拠点の設置を進めてきたところです。

次のスライド、お願いいたします。

こちらは、先ほど畑中課長からご説明があった、重層の実施地区の変遷になりますが、本年度の実施地区が23自治体で、右下のところにあります移行準備事業という形のところで、重層を始まる手前のところの移行準備を、今年度も7自治体が予定しているというふうに伺っているところになります。ただ、この後ほど少しご説明しますが、この移行準備事業、令和7年度末までというふうに国も言っています。

次のスライド、お願いいたします。

東京都社会福祉協議会では、今年度、東京都からの委託で後方支援事業を受託していますが、令和3年度から、今のところ昨年度までの12地区、全てにおいて何らかの事業を社協が受託しているということもあり、社協が重層的支援体制整備事業の受託の内容や受託の有無にかかわらず、様々できることを取り組んでいくことをめざし、社協の取組の方策に関するプロジェクトを設置させていただいて、ここにありますようなヒアリングや事例集の作成等に取り組んでまいりました。

次のスライド、お願いいたします。

その中で1点目が、先ほど包括的支援体制の構築のところでご説明した地域福祉コーディネーターになりますが、この重層事業を活用する中で、現状で少し進んできている取組として、エリアを設定して、左側にありますように、各圏域に複数の地域福祉コーディネーターを配置するということが、少し増えてきています。エリアごとに複数いるという意味のところについては、地域福祉コーディネーターの継続性や動きにとっても重要ということで、エリアに複数人を置けるような形で、財源と調整しながら取り組んでいるところが多いかと思えます。また、今年度、多くの自治体からも少しお問合せをいただいています。

すが、真ん中のところですが、圏域を担当せずに、全体を統括する地域福祉コーディネーターを置くというような動きが少し出てきています。今は兼任だったり、係長さんがそういった役を担ったりというところもありますが、やはり圏域ごとの取組を進めるとともに、それを全体を見渡しながら調整していくという立場も必要になってくると思っています。

またあわせて、地域福祉コーディネーターを配置する以外に、地域福祉コーディネーター以外の各課の事業の社協の職員が地区担当という形で取組を進めているところもあります。

次のスライド、お願いいたします。

こちらは、多世代・多機能型の拠点についてです。これも今年度ヒアリングをしながら少し整理をしていこうと思いますが、現時点で少し見えてきておりますのが、拠点をつくるということについて、居場所を整えていくという形になりますけれど、真ん中辺りにありますように、相談と居場所ということを相互に絡めながらの位置づけを考えているところが多いと考えています。相談から居場所へつなげる参加支援の場所として居場所につなげることもあれば、居場所のところに出向いて、ケースを拾ってくるということもあるかと思っています。こういった形で相談と居場所ということが結びつき、また、住民主体の運営をすることで、地域づくりの機能も持つような拠点が少しずつ広がってきています。

また右下にございますように、この居場所ですけれど、例えば、毎日ということに限らず、週1回の開設であったり、同じ居場所を複数の団体がシェアすることも多く見られるようになっていきます。この点、まだ分析が足りませんが、考え方として、いろんな地域の担い手が多様化している中、例えば、ご高齢者の方も就業する方が増えてきています。また、若手の方も地域に関心があるけれど、毎日常設というところに関わるのは難しいというところで、こういった週1回の開設等、自分の時間を使いながら参加するというところで、常設でない場の設定があることで、担い手側の広がりも重要になってきていると感があります。

次のスライド、お願いいたします。

都内では、包括的な相談支援という形で、相談支援の現状について、令和5年度までの12地区の取組状況をまとめてみると、このような形になるかなというふうに思っております。左上の①は、もともとの既存の相談支援機関の皆さん、地域包括支援センター等の分野別の相談支援機関が、包括的相談支援の役割も担うという位置づけになります。これを補強するために、左下にありますように、この分野を超え、分野別の相談機関がお互いに事例検討でお互いの機能を学び合ったりすることで①番の相談支援機関同士の連携を強めることも、取組として②番のところで見られます。

また右側のほうに行きますと、配置している地域福祉コーディネーターがアウトリーチすることによって、様々な拠点にアウトリーチをしたり、地域の中で住民活動をしている皆さんがご存じで心配されているケースについてお話を聞くことでつながったりするような形のアウトリーチ的な機能を強めるということが③番のところで行われております。

そして④番のところで、総合相談窓口ということで、分野を問わない相談窓口を設置するところも出てきています。また、テーマを設定した窓口というような⑤番のような動きもございます。

次のスライド、お願いいたします。

重層的支援体制整備事業ですけれど、ご案内のとおり、守秘義務をかけて早期からアプローチをするための支援会議と、本人の同意を得た重層的支援会議の形が設けられていて、その中でここに掲げているようなケースが、今、実施地区のところでは上がってきています。やはり、世帯構成員に複数の課題があったりということによって、分野ごとに連携する必要のあるケースが多くなっています。いわゆる複雑化、複合化した課題への対応を、この重層的支援体制整備事業を活用しての課題解決を進めていくというところで取り組まれているところです。

次のスライド、お願いいたします。

実施地区の社協のところでは、これは左側に課題を抱えたケースの発見と把握、右側にその課題の解決や地域づくり、予防というところを入れて、上にインフォーマル、下に専門機関というフォーマルという形を入れた形になっております。

各実施地区で取り組んでいる内容をこの図の中に当てはめていきますと、やはりインフォーマルな機関や住民活動と、フォーマルな専門機関がお互いに力を合わせながらこの事業をつくっていくというところが、少しずつできているかなと思っております。例えば、発見と把握にしても、専門機関だけで相談を受け止めるというよりも、左側の①番、②番のように地域の方との協力を得ながら把握をするということ、またそれを広く共有するという、あと右下にあります⑨番にありますように、福祉以外の分野とも連携してということも大事になってきているかなと思っております。

実施地区の実践を見てみますと、そういった課題解決を周りの人が勝手に進めるというよりも、やはりアウトリーチ含めてご本人が主体的に課題解決に進んでいって、もう一つは、Aさんのようなケースがあるのであれば、Bさん、Cさんという困っている人が地域にいるかもという予防の視点や地域の理解、課題解決に努めるということを大事にするような取組が、多く見られるようになっていきます。

どの地区も、この①番から⑬番を整えているという意味の図ではなくて、各地域で取組を進めているところを当てはめていくと、このような全体が少し見えるかなというところになります。

次のスライド、お願いいたします。

このこうした取組を踏まえる中で、今年度から従来、社協向けに取り組んできた内容を生かして、さらに自治体への支援も含めた後方支援事業の取組をさせていただいています。(1)から(4)の形になっておりますけれど、下線部のところを既に進めている形になっております。

(1)の①番のところですが、まだ集計中でございますけれど、自治体、社協へのアン

ケート調査を6月、7月に実施させていただきました。また、これから新規実施地区のヒアリングを進めていくことを考えており、未実施地区に対しても、電話等の相談や訪問をして、いろんなヒアリング等を少しずつ進めているところになります。

(2)になりますけれど、先ほど①番のところを畑中課長からもご説明いただきましたが、5月に62の自治体・社協が集まって、情報交換もできるような形の取組をさせていただきました。やはり横のつながりということを非常に皆さん求めていらっしゃるということを肌を感じておりまして、グループでの情報交換が重要と考えています。

(3)になりますけれど、7月26日に23の自治体と社協を対象として、先行自治体の情報交換会を実施させていただきました。ここでは、先行している自治体から挙げいただいたケースの事例を報告するとともに、後半のところではグループに分かれて情報交換をしました。グループ交換を二つぐらいの種類のグループに分かれて、例えば今年から始めているところで集まってみたいといったように、少しでも情報交換が広がる工夫を始めているところになります。

次のスライドが、その情報交換会の事例報告ご説明いただいたケースの例になります。Aさんは親御さんが亡くなり、独り暮らしになった方ですが、地域の方がAさんを心配してくださってつないでくださった事例です。地域福祉コーディネーターがアウトリーチしましょうということで行きましたが、訪問に拒否はないものの、ご本人に困り感がなく、よくお話を聞くと、いろんな手続ができてないということが分かってきた形になります。三つ目になります。そういったことを一緒にお手伝いしていくうちに、少しずつご自身の意思を出してくれるようになってきて、また少しずつ、一人でできることも増えてきました。そんなときに、非常に地域福祉コーディネーターが印象に残ったというふうに言っていたのが(4)になります。ここでAさんは「誰かから連絡があったときに、家に電話があった方がよいね」、そういうふうにおっしゃるようになり、Aさんが電話を購入しました。人との関わりを少しずつつくっていくことに対して、前向きになられた瞬間かなというふうに思っております。あわせて、この地区では参加支援のための農園の取組をしており、そこにも参加する中で、皆さんからの理解が広がってきたところになります。そして、この発表をしてくださった地域福祉コーディネーターの方が話していたのが(6)と(7)になりますが、単に制度や福祉サービスにつなぐというよりも、その人の望む人との関わりを、本人のペースでつくっていくことが、この事業では大切にすべきかなとおっしゃっていました。また、こういったAさんの課題を解決していくということだけではなく、Aさんのような人が地域に多くいるということを考えると、そういったことを皆さんで共通に理解し合う仕組みが必要ということで、特に最初にAさんのことを知らせてくれた近所の方がやっぱりいたからこそ始まった事例ということを強調されました。そういったAさんのような方の理解を広げたり、地域の方々とAさんのような方々が一緒に関わる場を増やしていくことが重要というふうに、事例検討会の中では皆さんで意見交換したところになります。

最後に、簡単でございますけれど、現況調査ということで、次のスライドになりますが、6月から7月にかけて行った自治体と社協向けに実施した調査の速報を簡単にご説明させていただきます。

スライドの左側に、総合相談窓口の設置状況ということで、上側が23の現時点の実施地区、下側が現時点での7つの移行準備地区になります。特徴としてご覧いただきますと、左側にありますように、総合相談窓口を設置しないというところが、それぞれ4割ほどあるのが特徴と思います。総合相談窓口ありきというよりも、既存の相談機関の連携に力を入れていこう、そういったところに力を入れるため、あえて総合相談窓口という名前のものを置かないという考え方も出てきています。

また移行準備実施地区の左下のところでは本格実施に伴う設置予定と移行準備実施期間中に設置というところで、7つの移行準備のうち、総合相談窓口を置こうというふうを考えている自治体ではました。生活困窮の自立支援事業の相談窓口と一体的にということを考えているところが、移行済みのところでは多いように感じられます。

(2)が昨年度の支援会議の取組状況です。(3)にありますように、アウトリーチを実施する時期というところでは、支援会議の前から多く、ご本人同意を得る手前から関係性をつくったりするためアウトリーチを積極的にという取組が、やはり実施自治体では多くなっています。

次のスライド、お願いいたします。

重層的支援体制整備事業の実施地区の皆さんからいただいている後方支援として必要なものというところについて、左上に掲げております。情報交換ということが一番多く、他地区の取組状況の共有というところを丁寧に進めていきたいというふうを考えているところになります。この部分も、どのようなところが後方支援として必要なところをご参考いただけたらと思います。

また大分前に、室田先生と学習会を開いたときに、重層的支援体制整備事業の実施計画というのも結構大事だよねという話を、自治体の皆さんと一度したことがあります。その策定状況というところでは、23の自治体のうち14が策定済みで、策定予定と未策定がこのような形になっている状況でございます。地域福祉計画の策定期間に合わせてということで、少し遅れさせているというところもありましたが、このような状況もございました。

(6)のところ、今、移行準備にある7地区のところについて、来年度からが5つ、再来年度からが2つというふうになっております。先ほど申し上げたとおり、国のほうの移行準備が7年度末で終了という形になります。移行準備事業を使えるのが7年度までということになっております。

また、未実施地区のところ、令和7年以降の取組を明確に決めているというところが、現在11というところに聞いておまして、まだまだ未定のところが多いのかなというふうに思っております。

最後のスライドになります。

地域福祉コーディネーターの配置状況や配置財源について聞いているものを紹介しています。(10)でご覧いただけますように、右側のところにあります拠点や居場所というところについて、どのような機能を拠点や居場所を整備している社協のほうで重要視しているかということを知ったところ、やはり相談のためだけの場所、居場所だけの場所、分野を絞った場所というよりも、このような形で23地区中ほとんどのところが、様々な多様な機能を拠点や居場所の機能として考えているという現状が少し出てきています。こういったところも、少しずつ深掘りしていきたいというふうに思っているところになります。

私のほうの説明からは以上になります。

○小林委員長 ありがとうございます。

ただいま、事務局より資料3について、森委員より資料4についてご説明いただきました。それでは最初に、包括的な支援体制、重層的支援体制整備事業に詳しい鍋木委員から、ご意見・ご感想等ございましたら、お願いできればと思います。どうぞよろしく願います。

○鍋木委員 ありがとうございます。発言の機会をいただきましてありがとうございます。

都社協さんによる後方支援の内容や、東京都における取組の現状などをご報告いただきまして、ありがとうございます。後方支援はかなり、細かく丁寧にやっていたらという印象を受けました。

重層事業は、そもそも相談支援事業や参加事業といった枠から入るものではなくて、自由な発想で、その地域にあるニーズや、担当者がやりたかったけれども今までできなかった小さなことからスタートして、自治体内で試行錯誤をしながら進めていくものという、そういう特徴があると思います。やはり、重層事業は、自由な発想で柔軟に進めていくという、自治体でのそれまでの仕事の進め方とかなり違ってきます。違う発想が必要になる事業でもあるので、難しいというふうにも思っています。

なお、難しさにはいろんな理由があると思います。まず一つは、そもそもその事業の設計自体が難しく、理解するところに時間がかかってしまうというのものもあるかもしれません。事業の概要や仕組みが分かったとしても、その理念をきちんと落とし込むというところに時間がかかってしまうこともあります。もし担当課のメンバーが分かったとしても、それを庁内にも伝えていけなくちゃいけないというところの難しさなどなど、フェーズごとに難しさがあるのではないかと考えています。

○畑中生活福祉部企画課長 鍋木委員、ミュートになっているようですが。

○鍋木委員 今回…、すみません、ミュートになっておりましたか。失礼しました。ずっと、初めからミュートでしたかね。

○小林委員長 いや、先ほどからですね。

○鍋木委員 すみません。失礼いたしました。

そういった課題の中で、東京都のなさっている後方支援において、情報交換会を非常に

積極的に進めていらっしゃるのは、非常に重要なポイントだと思いました。アンケートやヒアリングもしていて、それぞれの自治体の抱えている課題や現状というのを見てこられているというのも、非常に素晴らしいなと思いました。

あと、重層事業というとき、多機関協働がどうしてもその重層事業の中の主たる取組と認識されてしまうこともあります。総合相談窓口を一つ設置すればいいのではないかというような議論にもなりやすいです。アンケートのなかでは、設置しないというふうに考えていらっしゃる自治体も4割以上ですかね。もちろん、設置の必要があるという議論の上で設置することはいいことだと思います。また、設置しない方法もきちんと模索されていらっしゃるのがいいなと感じました。

あと、地域共生に向けた推進の検討会も始まっています。その中には、もちろん重層事業もありますし、包括的支援体制に関する議論、あとは身寄りとか、成年後見とかそういったことに関しても議論されていく予定だと思っております。その中で、特にやはり自分の興味関心というのは、包括的支援体制や重層事業ということになってきますので、本日学んだことを生かしていければというふうに思っております。

あと、すみません。1点だけ質問をさせていただきます。アウトリーチについて後方事業の中でアンケートを取っていらっしゃるって、最後のスライドだったかなと思うのですけれども、アウトリーチ、地域福祉コーディネーターのアウトリーチのところに関して。この地域福祉コーディネーターの配置場所というところですかね。(8)ですね。今、ご覧いただいているところの向かって左上のところ、拠点に常駐と、1か所の配置、そこからアウトリーチというのは、これはどういう意味なのか、すみません、もしよければ教えてくださいませんか。

○小林委員長 ありがとうございます。

それでは、最後のご質問のところだけ森委員にお答えいただけますか。

○森委員 森です。(8)の23の実施自治体の中での、社協が地域福祉コーディネーターをどこに配置しているかということになりますけれども、今日ご欠席の、例えば立川の枝村さんのところは、各エリアにある地域包括支援センターに地域福祉コーディネーターと一緒にいて、というような、そういった出先に常駐している形になりますし、八王子さんも地域福祉コーディネーターが圏域のところで窓口を持っている形になります。一方で、社協本体や1か所に配置をして、朝夕、朝や夕や集まってそこから拠点に散っていくというような、そういったアウトリーチをすところと二つに分かれているというような意味になります。アウトリーチという言い方がよくなかったかもしれません。両方ともアウトリーチになっているんですが、その仕方ということになります。

○楠木委員 ありがとうございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

それでは続きまして、名簿順で恐縮ですが、自治体関係者の方からのご発言をいただければと思います。まず、西東京市の池嶋委員、続きまして新宿区の稲川委員、日の出町の

関谷委員から、それぞれご意見・ご感想がございましたらお願いしたいと思います。まず池嶋委員からお願いいたします。

○池嶋委員 池嶋でございます。様々なご説明ありがとうございました。

当市のほうでも、令和3年の準備期間を経まして、令和4年度から本格稼働という形で重層の関係、実施をしてございます。その中で、やはり、今課題だと感じているのが、実施をするに当たりまして、やっぱりその各関係団体と言いましょか、例えば包括さんであるとか、そういったところへの周知というのが、こちらが想定していた以上に、やはり、浸透はしているんでしょうか、やはり日々お忙しいですので、やはり今までのその既存の支援というかそういったところのほうに流れるといいましょかね、そういうふうになってしまうというのが現状としてあるのかなということ。当市のほうでは、昨年度からこのケースを、重層の関係を進めると同時に、周知ということに関しても力を入れ出したというような状況がございまして、あと、やはり相談しやすい、みんなが集まりやすい環境というのがつくるといって、そういうことが大事なのかなというふうにも思っているところでございまして。

あと、この重層の中で、当市のほうでは、先ほどの総合相談窓口という形でおっしゃられておりました、西東京の場合が、福祉丸ごと相談窓口ということが呼称としてつけさせていただきまして、大分その認知度、知名度も上がって、ニーズも増えてきたという状況がございまして、実は、この中で結構解決をしてしまう、もしくはできてしまっているといったところ、こういうものの現状がありまして、重層、数が多くこなせばいいわけじゃないなというところもありまして、やっぱり既存の支援体制も併せて、同時に強化をしていくということも必要なのかなというふうにも、現在、認識をしているところでございまして。

一方で、この福祉の丸ごと相談窓口、こちらのほうも年数的には令和2年から始めさせていただいているんですけども、ちょっと冗談ではないんですが、福祉丸投げ相談窓口みたいな形で、各市役所の中のセクションの中で、何事かある、もしくは所掌にないようなことがあると、すぐこちらのほうに持ってきてしまうというところもありますので、やはり組織的な体制強化と認知、認識のところということも、庁内的には、今後さらに認知をさせるべく取り組む、これも必要なのかなと。一定、ここも整理をしなきゃいけないというふうにも思っております。

あと先ほどご説明がありました、福祉のほう、地域福祉コーディネーターと総括の関係ですね。こちらのほうも、主としまして必要性を認識してございまして、今、その配置の関係、それから社協さんとの委託の関係を含めて、関係部署のほうと協議中でございます。

以上、一長一短、これからも反省するところも多いかとは思いますが、取り組んでまいりたいと思っております。以上、簡単でございますが、当市の状況でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

「丸ごと」と「丸投げ」がちょうど対になっていて興味深かったです。

続きまして、稲川委員からお願いいたします。

○稲川委員 新宿区の稲川でございます。

新宿区の場合は、この重層的整備支援体制事業のほうはまだ取り入れてございません。従来より、高齢、障害それぞれの課としては分かれておりますけれども、ケースワーカーとか相談員同士が個別のケースについては、連携を取りながら対応しているということで、改めてこの手段を使わなくても連携が取れているし、包括的な支援もできていると考え、この事業には手を挙げていないところなんですけれども、やはり周りがどんどん手を挙げてくる中で、どうしようかなというところは考えているところです。

その中で、課題だなというふうに思っているのが、先ほどの窓口なんですけれども、簡単に、本当に初めのインテークだけを聞くような窓口の設置ですと、お客さんたちが、その専門部署につながったときに同じ話をしなきゃいけなかったり、その窓口のスキルによってはたらい回しになってしまったりというようなことが起こるのではないかという懸念があります。また、先ほど、ほかの自治体で生活困窮の自立支援の窓口がやっているところが多いというお話がありましたけれども、やはりそういうケースワークのスキルのあるところが行うような方向性に考えますと、今度、逆にそちらのほうの負担がかなり大きくなりまして、新宿区は、歌舞伎町を抱えておりますので、ホームレスから困難女性から、自立支援窓口の負担というのはかなり大きいので、そもそも大きいところで、またこれも負荷をかけるのかというような議論も行っているところです。

もう一つは、計画の策定ですけれども、高齢、障害という法定計画、次世代育成から配暴から、今後、任意ですけれども、困難女性の計画をつくるですとか、再犯防止の計画ですとか、新たな事業が立ち上がるたびに、全てが計画をつくって、協議会をつくってというような、流れになっているという中で、また新たに計画をつくるのかというようなところも課題だなというふうに思っております。一方で、交付金が出るというようなこともございますので、現場のベースから考えれば、ここの手法を取る必要はないのかなというふうに今は考えておりますけれども、ほかに財政面とか、いろいろなところを考慮しながら、今後検討していきたいなというような状況でございます。

以上になります。

○小林委員長 ありがとうございます。

続きまして、関谷委員から、ご意見、ご感想等お願いいたします。

○関谷委員 はい。日の出町の関谷でございます。先ほど、ご説明いろいろありがとうございました。

私からは、日の出町の現状と西多摩郡の町村、小規模町村の状況につきましてお話をさせていただけたらと思います。

日の出町では、現時点におきまして重層的支援体制事業は行われてございません。また、検討のほうも行われていない状況でございます。最近になりまして、ようやく重層的支援事業という言葉が、各分野ごとに認識がされ始めたというような現状がございます。

また西多摩郡の町村の状況、こちらを見ても、まだ各町村とも実施に至っていない状況でございます。ただ検討を始めているところも一部もあるようなんですけれども、課題も多く、なかなか進んでいないというのが実情でございます。

この課題といいますのは、事業実施に際しての体制整備、また取組などを、どのように進めたらよいかというようなことが、なかなか進まない要因となつてございます。また必要となる基盤整備がまだできていないというようなことがございます。

例えば、日の出町含めた西多摩の町村では、障害分野の基幹相談支援センターの設置がまだできていないところも多くございます。これは日の出町も含めてでございます。また専門的にコーディネートを行っていく人材の確保も必要だということで、どうしても西多摩の町村につきましては、人材、専門職の人材等を募集しても、なかなか応募してきてもらえないというような実情もございます。こういった課題を解決していくためには、どうしても長期的に考えざるを得ないというような状況に陥つてしまっているというのが実情でございます。

また、後ほどお話があらうかと思いますが、西多摩の町村につきましては、福祉事務所を設置してございません。東京都の西多摩福祉事務所に、生活困窮者であったり、女性の問題などの対応をお願いしているという状況でございます。ですから、事業実施に際しましては、西多摩福祉事務所との連携した取組、また体制整備が不可欠であるというように考えてございます。町村の状況を見ますと、介護の分野、こちらは比較的安定した状況なんですけど、障害者の分野、こちらは相談支援事業所の不足、また小規模な事業所であったり、地域資源が不足している状況にございます。また、事業所におけます人材確保の問題、こういったこともございます。

全体的にただいまのお話を聞いてみますと、先ほど小規模市町村、また町村をどのように支援していくかというようなお話もございましたけども、なぜ町村がこういった事業をすぐに行えないのかというようなことを考えたときに、どうしても小規模町村におきましては、行政側のマンパワーの問題、町村というのはどうしても一つの部署や担当者が広範な業務を抱えておりまして、業務が多岐にわたつてしまっていることも要因となっているのではないかと私は考えます。町村も一つの地方自治体ですので、各自治体で創意工夫して、課題を解決していくということは当然のことなんですけども、課題を解決できないまま、どうしても時間だけが経過して置き去りになっていつてしまっているという感が、どうしても否めません。ぜひ、西多摩の町村の実情もご理解いただきまして、こういった後方支援、こういったことを行つていただければというように感じているところでございます。

ちょっと長くなりましたけども、私からは以上となります。

○小林委員長 ありがとうございます。

今、伺っておりますと、多様な課題が山盛りだという感じがいたします。特に3自治体の方のご発言を伺いまして、重層を実施している自治体と、検討はしているが未実施だと

いう、新宿区さんのような自治体と、それから町村の関谷委員からのお話で、これはもっと、重層を実施するための基盤がないと無理だというような、三つの類型と言っていていいでしょうか、自治体の考え方の背景があるということを伺いました。大変よかったというか、大変だなという感じがいたしました。

また、森委員のところからのお話ありがとうございましたように、社協がどのように取り組んでいくかという課題もいただきました。

興味深い論点が二つございまして、伺っていますと、やはり困難な課題を抱えている場合、丸ごとの相談ができる体制があったほうがいいのではないかと。ある程度、丸ごとの相談ができる体制があると、あるところは解決できるというご発言が、池嶋委員からあったかと思えます。他方で、逆にそれをつくると「丸投げ」になってしまうという、これは前からよく言われていることだと思えますが、そのための相談体制をどうつくっていくかというのは、困難な課題を抱えておられる方々、あるいはその家族にとっては必要なことかと思えます。重層がなくてもできるというお考えもあるようですし、いろいろな考え方があったと思えます。

それからもう1点は、重層と生活困窮の相談体制ですね。この問題は国の検討会のほうでも検討課題になるようですが、その辺の相談体制をどう組むかというのは、何か重層的相談支援体制を、そのままやってくださいではなくて、もっと多様な対応が必要になってきているような感じがいたしました。

いずれにしても、これまでの数年間の動きについて、集約的にお話が伺えたような気がいたしました。

それでは、他の委員の方々から、どなたか、今のようなことにつきまして、ご意見を伺えたらと思います。いかがでしょうか。

室田委員、何かご意見、ご質問等ございましたら、どうぞお願いいたします。

○室田委員 はい、ありがとうございます。

そうですね、二つのご報告に対するコメントとしては、ここ近年、制度のはざまと言われたり、複雑化する課題に対してどういうふうに地域の中で対応する仕組みをつくっていくのかということ考えたときに、国が提案しているような重層的な支援体制であったり、地域の中に包括的な相談支援の仕組みをつくっていくということが、ある程度有効な方法であるというのは現場に関わられている方からすると、比較的理解しやすい仕組み、そういうことですね。

また、制度設計も自治体ごとに柔軟につくれていますので、この政策の方針に沿って各自治体が導入を検討していくという流れは全国的にあるのかなというふうに思いますが、今の委員からのご発言にもあったように、これだけが唯一の方策なのかということは、この委員会は必ずしも何か重層事業だったり包括的な支援体制をつくっていくことがゴールではないと思いますので、もう少し広い視点で検討したり議論できるといいなというふうには思いました。

今のほかの委員のご発言からも、やはり国の政策を導入して、それが順調に進んでいく自治体には何か条件があるように思っています、その条件が比較的満たされやすい自治体にとっては、国からの財源もありますし、そういう意味では導入しやすいし、前向きに検討しやすい政策なのではないかなと思います、この委員会では東京都全体の地域福祉を考えると、そのような条件を必ずしも満たさない、すなわち導入検討が必ずしも容易ではない自治体にとって、都としてどういうサポートや何かしらの支援策が可能なのかということも検討できるとよいのかなというふうには思いました。

あとは、やはり今の二つの報告の中でも、今のところ社協が重要な役割を担うというのはあって、それは私も幾つかの自治体に関わらせてもらう限り、重層的な支援体制をつくっていく上で、社協が重要な役割を担う鍵となる団体になるのかなと思いますが、社協だけが唯一の包括的な仕組みをつくっていく上での存在ではないと思いますので、そういう意味では今後の委員会では、じゃあ、ほかにどういうアプローチが都内であるのか、それも都心に近いエリアであるものだったり、郊外だったり、また、西多摩郡や島しょにおいてはどういうことがなされているのかということも検討できるとよいのかなというふうには思いました。

よく社会政策の議論の中で経路依存という言葉が使われて、その言葉が指す意味は少し異なるんですけども、例えば福祉国家の形成を目指す、ある程度条件が整うことで、そのルールに乗っかることで国家が福祉国家化することが可能になるというような考え方なんです、この重層的な支援体制を整えていくということを考えると、少し経路依存があるというか、ルートがある程度定められていて、この事業をこのときにやっておいて社協がこういうことをやっていると、コミュニティソーシャルワーカーの人材がいてとか、連携のための圏域が設定されているとか、都内の取組を見る中で、そういうある程度のルートというか、経路が定まっているんじゃないのかなというようなことが言えると思います。それは、そのルールに乗られる自治体にとっては、すごくプラスな効果ですし、乗られないところからすると、一旦そこから乗られなくなるとなかなかルールに乗るまでが大変なのかなと、そんな思いがありました。

すみません、ちょっと長くなりました。

なので一つはそのようなちょっと経路依存的になってしまっていたら、そこは危惧したほうがいいかなということと。

もう一つは、ある程度予算をつけて窓口を配置して連携の仕組みをつくっていくと、この重層的支援体制整備事業というのは、それなりの成果を出すのではないかなというふうには思っています。

一方で、先ほど三つのパートからなるという包括的な相談支援と参加支援と地域づくりという話がありましたが、地域づくりのところがすごく鍵になってくると思っていて、地域づくりがそれほど進まなくても、予算をつけて窓口を作って人を配置したら、それなりの数字としては反映されてきたり、それなりの結果は出てくるのかなと思いますが、

先ほどの森委員の資料の中で、Aさんの場合という事例のお話がありました。そのスライドの一番最後に、地域の中に近所の方がいなかったら、近所の方が知らせてくれなかったらどうなっただろうかというような言葉が書かれていたんですけども、そこでも示されるように地域づくりが進んでいるエリアと進んでいないエリアが、やっぱり各所にあると思っていて、進んでいなくても重層事業はそれなりにできてしまうんですが、これが進んでいると恐らく今回紹介していただいたようなAさんの事例のようなケースが増えていくのかなと思っていて、ここら辺、多分重層を導入するというのは何か段階が幾つかあると思っていて、地域づくりをしっかりと進めていくという段階に、どれくらいの自治体または社協が取り組んでいるのかということも検証していく必要があるのかな、そんなことも感じました。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

検証のためのエビデンスが欲しいなというようなことですね。

関連いたしまして社協のご報告がございましたし、小山委員から、何かご感想等ございましたら、お願いいたします。

○小山委員 はい、ありがとうございます。

そうですね、中野区の場合は、区が基本的に直営で重層的支援体制整備事業を進めている中で、社協としてこの事業にどう関わっていくのかを後づけでいろいろ議論をしながら進めているというところでは、中野区は令和4年度ということで早く手を挙げてはいるんですけども、取り組みながらいろんなことを検討しているというようなやり方を取っているというふうに考えています。

今、お話を聞いている中での感想ですと、一つ、東京都社会福祉協議会の後方支援で23の自治体の情報交換をしたときに、先ほどからもご意見があった、本当にそれぞれの自治体が自治体の考え方とかニーズに合わせて社協と協議をしたりとか、どこを何をするという仕組みがつくられるのかというのをいろいろ話を聞けたというのは、非常に参考になったというようなところがありまして、どこが強いとかどこが弱いとか、だからこういう仕組みをつくと、この重層が生かせるんじゃないかというところで、何か仕組みを作るというよりは、これを使ってどうやって強化するのかというようなところを非常に考えて進められているなというのが一つわかりました。

もう一つ、先ほど室田先生が言われたとおり、地域づくりというところで、今、区も社協も福祉何でも相談的のところまで相談支援は広く受け止めて、アウトリーチをしようということにはなって連携はしているんですが、アウトリーチをすればするほど課題が多く出てきて、結局つなぎ先ですとか、ケースがたまっていくといたら言い方があれなんですけれども、解決を見守るケースとか、解決しにくいものがいろいろ出てきて、どのようにこの人たちを制度の枠の中だけでなく、いろんなつなぎ先があって支援をつくっていくのかというところが、正直なかなか追いついていないというような現状もありまして、そ

の中で区のほうもどうやって支援に関わっていく仕組みを長いスパンで支援をしていくの中で地域と人をどうつなげていくのかというようなところが、この一つ重層の参加支援や地域づくりとセットになっているというところが、窓口体制やアウトリーチ支援をつくっていく中では、非常に大事だというふうにも思っています。

それは、既に地域福祉コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカーを配置している自治体は重層の前からやっていたり自治体もあるので、必ずしもこの制度に乗ることがベストなのかというのは確かに様々な意見があるかなというふうに思いますし、やり方というのは、それぞれ特徴に合わせてやるというところが非常に今日の報告ですとか、制度の枠組みを活用していくというところでの、感想というふうに思いました。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

それぞれの自治体の強みと弱みを東京都が実施した施策についての情報交換していただいて、それぞれの認識が深まった状態で、東京都としても、詰めていただければいいのではないかと思います。

都のほうで何か今のようなご発言につきまして、感想、ご意見等ございますか。

まとめではなくて、何でも結構ですので、自由な意見交換でいいと思います。

○畑中生活福祉部企画課長 各委員の皆様から実情についてお話がありまして、東京都としてもそれぞれの地域に応じた形での支援の在り方みたいところは、検討していかなければいけないことだとは思いますが、東京都としては重層的支援整備体制事業を手段として取り組んでいただければなというふうには思っています。

ただ、それがそれぞれの自治体のやり方が当然あると思いますので、必ずやらなきゃいけないというわけではないとは思いますが、先ほど来あるとおりの窓口を作ればいいというものではないので、その先につながっていける、それが既存の枠組みの中でも連携することによってできるということであれば、それはあえてこれ、重層的支援整備体制事業に取り組まなくても、そこは都としてもそういうものなんだという理解でいけるとは思います。

確かに、西多摩の町村部、あとは島しょ部については、人材だったり資源が不足しているというところは、当然ながらありますし、東京都の西多摩福祉事務所も含めて、東京都の中でも人材がなかなか送り込めないという部分もありますので、そういった地域性だったりというのも考えながら、都としても取り組んでいければなというふうに思います。

○小林委員長 ありがとうございます。

重層は手段としてというところ何か微妙ですね。義務的な施策ではなくて、手段としてこれを使うとはどういうことになっていくのか、いろいろな問題が出てきてと思いますが、今日は多方面からの情報と意見の交換ができて、大変よかったと思います。ありがとうございました。

では、もう一つのテーマになります。

都道府県地域福祉支援計画では、社会福祉法第108条にその根拠がありますが、第1項第1号には、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を踏まえた計画の策定が求められています。

今回、事務局を通じまして、困難な問題を抱える女性への支援をテーマにしてはどうかという話になりました。この件についてのご説明をお願いいたします。

資料5、困難な問題を抱える女性への支援について、資料6、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画について、資料7、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画、ということになります。

これらにつきまして、東京都子供・子育て支援部育成支援事業調整担当課長の六串課長からお話を伺いたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○六串子供・子育て支援部育成支援事業調整担当課長 ただいまご紹介いただきました、福祉局子供・子育て支援部育成支援事業調整担当課長の六串と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料5をご覧ください。

困難な問題を抱える女性の支援に関する取組の説明に当たりまして、最初に国の動きを含む背景から説明をさせていただきたいと思います。

女性の福祉的な支援につきましては、資料中段の右側のとおり、戦後間もなく制定されました売春防止法に基づきまして、保護更正の考え方による婦人保護事業として進められてきました。

そのため、女性の支援、女性の人権の擁護、福祉の方針、自立支援といった視点は不十分なものでございました。

その後、社会の変化や支援ニーズの多様化に対しまして、国の通知、DV防止法、ストーカー規制法などによりまして、少しずつ支援対象者の考え方が拡大されてきましたが、一方で女性を巡る課題につきましては、生活困窮、性暴力、家庭関係の破綻など複雑化、多様化、複合化しておりまして、そういった中で、制度的な限界が指摘され、新たな支援の展開が課題となっております。

こうした状況の中で、保護更正の考え方から脱却して、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和4年に制定されまして、今年4月に施行されたところでございます。

この新法の中では、困難な問題を抱える女性はその意思を尊重されながら、最適な支援を早期から切れ目なく受けられるようにすること。また、人権の擁護を図るとともに男女平等の実現に資することなどの基本理念を掲げるとともに、都道府県における計画の策定が義務づけられておりまして、東京都におきましても3月に計画を策定したところでございます。

また、新法では女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設といった関係者が連携して支援することに加えまして、先駆的な取組を実施する民間団体と協働することも示されておりまして、都の基本計画では、そのために都が取り組むべきことを定め

ているところでございます。

資料6をお開きください。

東京都は、困難な問題を抱える女性の支援の中核機関としまして、女性相談支援センターを設置して対象者への支援に取り組んでおります。

同センターでは、区や市などの女性相談支援員、都内5か所の女性自立支援施設、また、医療機関・警察などの関係機関、民間団体とも連携・協働しまして支援が難しいケースへの助言を行うとともに、支援力向上のための研修を実施するなど、支援者側を援助する役割も担っておりまして、こうした都の取組につきまして基本計画において具体的に推進をしていくこととしてございます。

また、困難な問題を抱える女性への支援のためには、福祉部門に限らず男女平等参画部門、また、人権部門なども含めて総合的に施策を展開していく必要がございます。

このため、東京都におきましても、福祉局内部はもちろんのこと、男女平等施策を進める生活文化スポーツ局、また人権施策を進める総務局、雇用就業施策を進める産業労働局などの取組も含めて、それぞれの分野の関連する計画との整合性を図ってこの計画を策定してございます。

計画の理念としましては、困難な問題を抱える女性の人権の擁護、男女平等、本人の意思の尊重、といったことを踏まえまして、安全にかつ安心して自立した生活を送れるということを目指してございます。

この理念の下、計画では五つの基本目標を掲げております。

次のページに進みます。

まず、基本目標の1ですが、女性が抱える困難は、年齢や国籍、また障害の有無、配偶者の有無、同居家族がいる、または単身世帯であることなど、それぞれの状況や環境により様々となっております。

対象者の把握から地域での自立まで、個々の課題に対しまして、多様な支援を切れ目なく包括的に提供することとしております。

基本目標の2です。

自立生活を実現するため、支援する側が連携・協働して、本人の意思や意向を最大限に尊重して、本人を中心にした支援を実施することとしてございます。

基本目標3です。

女性の保護に当たりましては、同伴する児童に対しても一人の権利主体として尊重して、心理的なサポートや学習支援などを充実させることとしてございます。

基本目標の4です。

東京は、日本有数の繁華街を複数抱えており、都内だけでなく全国から未成年を含む若年女性が集まって性犯罪などに巻き込まれる可能性がございます。

このため、特に若年女性の支援を充実させることとしております。

基本目標の5です。

最適な支援を提供するため、支援基盤の充実強化と他の民間団体や関係機関と円滑に連携・協働できる体制の整備を推進することとさせていただきます。

基本計画におきましては、以上の五つの基本目標と、そのための今後の取組につきましてできる限り具体的に記載をしております。

次のページをお願いいたします。

ここまで説明してまいりました基本計画の策定プロセスについて、少し触れさせていただきます。

基本計画の公表に当たりまして、策定時のポイントとして支援体制の充実強化に向けて、当事者や区市町村、また、民間団体を含む関係者の方々に対して幅広く調査、ヒアリングを行っているということを挙げてございます。

新法の理念や、また国の基本方針におきましても、関係機関との連携や先駆的な取組を実施する民間団体との協働ということが強調されております。

このため、基本計画策定に当たりましても可能な限りこうした外部の関係者のご意見を取り入れるように努めております。

具体的には、次のページにありますとおり、関係者への調査やヒアリングを行いまして、その結果をこちらの計画検討委員会において確認して検討に反映したところでございます。

また、パブリックコメントを行ったところ全部で99の都民の方々、ないし団体の方々から、項目数としましては516件にわたるご意見をいただきまして、新法の施行に伴い、女性支援への関心の深まりを我々としても実感しているところでございます。

資料の7をお開きください。

東京都における計画の推進体制としましては、7月30日に開催しました推進委員会におきまして、毎年施策の進捗状況を評価することとしているほか、女性支援法に基づく支援調整会議を新たに設置しまして、民間団体を含む関係者との連携等を推進していくということを計画の中でも明記してございます。

この会議の体制につきまして、次のページ、別紙1をご覧ください。

この太枠の左側が先ほどご説明しました推進委員会に、太枠の右側が支援調整会議でございます。左側の推進委員会が施策の推進を図るため、進捗状況の評価に当たって専門家の方々からご意見をいただく場であるの対しまして、右側の支援調整会議は、民間団体を含む関係者の方々に幅広くお集まりいただきまして、連携した支援を行うために、情報共有や支援内容に関する協議を行う場として設置する会議となっております。

枠の点線から右側をご覧くださいますと、若年被害女性等支援事業連携会議という従前、毎年開催しておりました会議との対比となっております。このように比べてみますと、いずれの会議も関係機関と連携した支援を行うために情報共有、また協議を行う場という点で共通しているというところでございます。

このため、本年度より女性支援法の施行に伴いまして、支援調整会議の位置づけが明確になりますので、従前の若年被害女性等支援事業連携会議を法に基づく支援調整会議に発

展させまして、設置、開催を予定してございます。

この支援調整会議では、若年被害女性等支援事業に限らず困難な問題を抱える女性への支援につきまして、これまでよりもさらに幅広いテーマを扱うこととなり、参加いただく関係機関の数も増えることを想定してございます。

また、情報共有や協議の内容は都全域に関わることから、地域の支援関係者の連携に関わること、また個別の対象者についての支援内容や支援の方向性に関することまで、非常に多岐にわたることが想定されます。

このため、会議の設置の方法としまして、代表者会議、真ん中の実務者会議、一番下の個別ケース検討会議という3層で設置をすることとしてございます。

代表者会議につきましては、福祉局の育成支援課が事務局となりまして、秋頃の開催を予定しているところでございます。

一方、実務者会議と個別ケース検討会議につきましては、女性相談支援センターが事務局となりまして、随時開催することとしておりますが、現在、既存の会議との関係について整理を進めているところでございます。

前のページにお戻りいただきたいと思えます。

下の枠囲みのところをご覧くださいと思います。下段のところですが、区市町村との連携について説明をさせていただきます。

計画では、点線で囲った枠内にございます①から⑥までの全部で六つの項目を評価のための指標として掲げてございます。

①女性相談支援センターが行う個別ケース検討会議に本人が参加する割合、②一時保護委託先の数、③女性相談支援センターが実施する研修に参加した女性相談支援員の数、④協働する民間団体の数、⑤法に基づく基本計画を策定している区市町村の数、⑥支援調整会議を設置している区市町村の数ということで、この六つの項目を評価のための指標として掲げてございます。

このうち③から⑥までにつきましては、推進に当たりまして、いずれも区市町村との連携が必須となるものと考えてございます。このため、これまで区と市の福祉事務所長や生活保護担当課の課長が集まる会議ですとか、また、児童・子育て施策の担当課長が集まる会議、それから女性政策・男女平等参画施策の担当課長が集まる会議などの場で、区市町村が取り組んでいただきたい事項について依頼をしてきてございます。

具体的な依頼内容につきましては、3ページ目の別紙2をご覧くださいと思いますが、都の計画策定に当たって実施した調査、また関係者のヒアリング、またパブリックコメントなどを通じまして、浮かび上がってきた課題のうち、特に区市町村に関わる事項を二つ上のほうに掲げてございます。

1点目は、女性相談支援員の人材育成でございます。

都内の女性相談支援員は、年々少しずつ増えておりまして、現在都内に250名あまりの方々がいらっしゃいますが、在職年数3年未満の支援員が最も多くなっておりまして、

半数以上を占めているという状況でございます。

一方で、女性を巡る課題が複雑化、多様化、複合化しておりまして、支援のための実践的な研修が必要といったようなご意見をいただいております。

また、2点目としまして、実際、内部での連携、また民間団体等の情報共有など地域における連携の不足についてご指摘をいただいた一方で、先行して連絡調整等を行う会議を立ち上げた自治体の取組を評価するご意見もいただいているところでございます。

以上2点の課題を踏まえまして、矢印以下に区市町村をお願いしている三つの取組を挙げてございます。

1点目ですが、女性相談支援センターが実施する研修に、区市町村の女性相談支援員等の皆様に積極的な参加をお願いしているところでございます。現在、女性相談支援センターにおきましては、新法、この女性支援法の施行を踏まえまして、研修カリキュラムの見直しを進めているところでございます。

従前から女性相談支援センターでは、女性相談支援員の方々を対象とした研修を実施しておりましたが、新法ですとか、また関係する施策の状況も踏まえまして、計画カリキュラムの見直しを進めているところであります。

また、参加いただく対象者の方につきましても、女性相談支援の方々に限らず、より幅広くお声がけをしていくということは今、考えているところでございます。今年度モデル的に研修の一部見直しを行いまして、来年度から本格的な研修見直し後の実施を予定しているところでございます。

2点目ですが、区市町村におきましても、支援調整会議の設置をお願いしているところでございます。地域において困難な問題を抱える女性の実態や、不足する社会資源の把握、また、民間団体や関係機関等と協働した支援のため、必ずしも新たな会議の設置に限らず、既存のネットワークですとか、会議の活用も含めて設置の検討をお願いしているところでございます。

3点目です。区市町村におきましても、女性支援計画の策定をお願いしているところでございます。こちら区市町村におきましては、努力義務となっているところですが、困難な問題を抱える女性の支援につきましましては、生活福祉、児童福祉、それから女性政策、男女共同参画、また人権など多岐にわたる分野の連携が必要となるため、自治体の中でしっかり連携いただきまして、既存の取組との関係の整理を含めて計画策定の検討をお願いしているところでございます。

東京都としましては、この基本計画の中で、計画期間であります5年間のうちに、最終的には全ての区市町村におかれまして、支援調整会議が設置され、また計画を策定いただくということを目指しているところでございまして、積極的な検討をお願いしたところでございます。

区市町村をはじめとしまして、関係機関や民間団体等と連携した支援体制を構築し、基本計画に掲げた基本理念や五つの基本目標の実現に向けて、東京都としましても引き続き

取組を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

私の説明は以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

なかなか多様な課題があるようですが、これから作っていく施策の難しさについて勉強させていただきたいと思います。

それでは、今のご報告につきまして、委員の方々から何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

では、皮切りに、少し教えていただきたいのですが、もちろん都の支援センターには、女性支援相談員さんが配置されているわけですが、区市町村の場合には、どういうところにこの女性相談員さんは配置されているのでしょうか。

○六串子供・子育て支援部育成支援事業調整担当課長 女性相談支援員の方々ですけれども、東京都におきましては女性相談支援センター、西多摩町村部につきましては西多摩福祉事務所に配置をさせていただきます。

一方で、区市につきましては、全ての区市で女性相談支援員に配置いただいておりますが、配置されている部署は非常に様々でございます。福祉事務所に配置されている場合と、それから子育て・子供・児童の部署に配置されている場合があります。

それから、一方で、男女平等・女性政策など必ずしも福祉関係の部門ではないところに配置をされているといったような自治体もございます。

この女性の相談支援員、女性の相談の内容というのはDVを含め、非常に様々な内容のご相談を受けるといこともありまして、自治体によってはどこの部署に配置されているかということを含めて秘匿して相談を受けています。

○小林委員長 どの部署に配されているかは分からないわけですか。

○六串子供・子育て支援部育成支援事業調整担当課長 そうですね。

また、女性相談支援員の職員さんのお名前も基本的には名のらない、公表せずに相談を受けるといった体制を取っている自治体にもございまして、体制については各自治体で様々でございます。

○小林委員長 そうしますと、困難な課題を抱えた女性がいたとして、例えば通報が来るとか、あるいはご本人が相談に役所に行ったとして、それだったら女性支援相談員がいるよというような、そういう感じになりますか。

○六串子供・子育て支援部育成支援事業調整担当課長 そうですね。もちろん相談窓口、例えば電話番号ですとか、各自治体に女性相談支援員がいるということは積極的に我々も広報していかなければいけないというふうに考えておりまして、また、どこに相談したらいいか分からないというような場合でも、東京都の女性相談支援センターのほうにご相談いただければ適切な関係機関につなげる体制は取っておりますし、また、警察を通じて保護の依頼を受けることももちろんございます。

緊急時の対応なども含めて関係者との連携を図ってまいりたいというふうに考えており

ます。

○小林委員長 相談を実際に受けたとしても、対応が難しいというような感じがするのですが、この辺の感触はいかがでしょう。

○六串子供・子育て支援部育成支援事業調整担当課長 そうですね。

○小林委員長 設置部署も含めてですね。

○六串子供・子育て支援部育成支援事業調整担当課長 ご相談の内容も非常に多岐にわたっておりまして、もう本当に緊急性を要する、直ちに保護しなければいけないというような場合から、とにかく生活に困窮してどうしたらいいんだろう、あるいは孤独を抱えていて、とにかく話相手になって、相談相手が欲しいといったようなケースもございます。

また、緊急度ですとか、相談内容に応じて、まずは支援対象者の方に、まず寄り添うことが当然必要と考えており、その上で、適正な関係機関にどのようにつないでいくかというところを、やはり相談を受けた1部門だけで解決することが難しい課題がほとんどでございますので、まず、最初の相談のところでしっかり受け止めた上で、どのように関係機関を巻き込みながら対応していくというところが、やはり女性相談、女性への支援というふうに認識して進めて…。

○小林委員長 そうですね、新保委員がおられると、もうちょっと適切なご意見いただけると思いますが、旧売春防止法ですか、婦人保護施設、その体制との違いというのは、どの点にあるのでしょうか。

○六串子供・子育て支援部育成支援事業調整担当課長 一番大きく変わったというところでは、やはり理念が明確になったということが一番大きいというふうに考えています。

支援対象者は、女性支援新法が施行されたことで非常に幅広に捉えるようになる。

一方で、4月の法施行に伴って、何か劇的に変わったのかと、例えばその対象者となる母数が非常に激増したのかというところではなくて従前の売春防止法のと時から、どのように対象者に含めて支援していくかというところは、関係者でこれまで努力しながらやってきたところでして、売春防止法においても、なるべく幅広く支援ができるようにということでは取り組んできたところです。

ただ、どうしてもその売春防止法という中で、保護更正というところが考え方になってしまっているというところですので、やはりこの新法が施行されて理念が明確化されたこと、また、支援機関の名称も一新されて、関係機関の連携というのは明確になっている。

また、これからというところはあるんですけども、支援調整会議というものが法に明確に位置づけられたということでございます。もちろん、これまでも関係機関との連携というのは、顔が見える関係で、なるべく現場同士でつながってきたところではあるんですけど、やはりこれは法律上明確になったと。

また、この支援調整会議の中で守秘義務ということも法律の中で明確に位置づけられまして、関係機関との情報共有というところが、今までは顔の見える関係の中で、お互いの信頼関係の中で、やはり個人情報の問題というのもありながら、現場同士で何とかやって

きたというところなんですけれども、これ、支援調整会議という法に位置づけられる会議と位置づけられましたので、区市町村のケース検討会議などにおいても、この法に基づいて情報共有ができるということがやりやすくなったということは大きいのではというふうに考えています。

○小林委員長 なるほど。ありがとうございました。

地域福祉計画の中でいうと、重層支援体制とかなり似ているような感じがするのですが、他方で、これが重層的支援体制による対応の中に入るとすると、どのようになるのか。多分難しい論点かなという感じはいたしました。全く素人ですので勉強になりました。ありがとうございました。

それでは、どうぞ委員の方々から何かご質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょう。

○室田委員 資料5のところに、一番下のところにインターネットの活用等による支援を実施と書かれていたんですけれども、このインターネットの活用による支援というのはどのようなものが検討されているのか教えていただければと思います。

○六串子供・子育て支援部育成支援事業調整担当課長 ご質問ありがとうございます。

インターネットですけれども、具体的にはSNSを活用した相談などを実際に実践に移しております。既に民間団体において、若年被害女性の支援の中では、各団体でSNSによる相談を得意としている団体もございますし、また、東京都におきましても、今年度から女性相談支援センターにおきまして、新規事業としてSNSによる相談を実施することとしておりまして、現在、実施に向けて検討を進めているところでございます。

○小林委員長 よろしいでしょうか。

○室田委員 ありがとうございます。

○小林委員長 ほかはいかがでしょう。

鏑木委員、お願いいたします。

○鏑木委員 質問なので、先生、どうぞお先になさってください。

○小林委員長 どうぞ、どうぞ。

○鏑木委員 すみません。いや、ちょっと私の勉強不足で、この支援調整会議というのと、あと、代表者会議、実務者検討会という個別事例の検討会ですかね、三つが下にひもづいているところ、つまり支援調整会議の中にこの三つがあるのか、あるいはそれとはまた別の会議の会議体というのがまた別途設定されるというふうな理解になるのか、ちょっとそちらを教えていただきたいなというふうに思いました。

ただ、いずれにしても、このような守秘義務規定のかけられた会議体がちゃんと法的に位置づけられて実施ということはすごく重要なことです。関係者がきちんと同じ理念のもとで、相談者を中心にして議論して、その相談者が一体何をしてほしいのか、相談者がどんな思いでいるのかということを生懸命考えながら議論していくことのできる場が、きちんと法的に位置づけられたということはすごく重要なことです。私もこういった支援調

整会議がきちんと機能していってくれることを願っております。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

お願いいたします。

○六串子供・子育て支援部育成支援事業調整担当課長 支援調整会議の下に、この図だと三つの会議が見えてしまうんですが、ちょっと分かりづらくて恐縮なんですが、この代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議というのは、3層からなっている三つの会議を指して、全体を支援調整会議と言っているものでございます。

この支援調整会議ですけれども、国では要保護児童対策協議会、いわゆる要対協をイメージして3層構造でというところを示しているというふうに聞いております。

児童のほうの要対協についても、代表者会議から個別ケースの会議まで、こういった重層的な会議の構成になっているというふうに聞いておりまして、女性の支援に当たりましても、同様にこういった検討の内容に応じてレベルを三つ設けて会議の設置を、また、東京都全体での支援調整会議ということだけではなくて、各自治体ごとにこういった取組を進めていただきたいということでございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

鎚木委員、よろしいでしょうか。

○鎚木委員 ありがとうございます。

○小林委員長 ほかはいかがでしょうか。

森委員、お願いいたします。

○森委員 ご説明ありがとうございます。

都社協でも女性自立支援施設の部会がございまして、長年、都内に数少ないということ、民間の施設で五つだったかと思えますけれど、数少ない施設が知っている課題を広く共有すべく、女性福祉について力を入れて発信してきました。今回のこの法改正自体も長年の思いの中でできてきたことかなと思っております。

なかなか知られていない分野ということもありましたが、今回こういった形で少し東京都の地域支援計画の中でも話題にできるようになったこと自体が、すごく大きな前進かなと思っております。

やはり女性自立支援施設にいて回復を目指して地域の中で、それから暮らしていこうという流れを見ると、多くの方がやはりそういった方々のことを地域で理解をして支えていくということがとても大切になっている分野かなと思っております。

もともと福祉分野とまた違うところで進んできた流れの中にあつた分野でもあり、区市町村におけるいろんな福祉との連携ということ、これから少しずつ深めていくべきところですし、まさに地域福祉としてもすごく大切な分野の一つかなと思っております。

重層という枠組みに限らず、お一人お一人の困難さというのはそれぞれだと思っておりますので、例えば障害福祉とかいろんなところと個別の課題に対応して連携していくということ

自体も大切になるのかなと思っております。

東社協の女性支援部会がとても大事にしてきた分野なので、何か発言しておかなければと思って発言させていただきました。

○小林委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

稲川委員、お願いいたします。

○稲川委員 新宿区の稲川です。

今回の東京都さんの女性相談センターは、歴史もあるし実績もノウハウもすごくあるところですので、本当に今回そこが中心になって進めていただけるということに大変期待をしています。

一つ、基本目標4のト一横エリアの若年女性への支援のところですが、新宿区の場合、自分のエリアにあるということもありまして、目の前で課題が起こっているところで危機感を持っています。

区としても、いろいろな取組はしているところではあるんですけども、やはりこのト一横に集まってくるお子さんたちとか女性の方たちは、住んでいるところは新宿じゃない別のところにいらっしゃるところで、なかなか新宿区が東京都と一緒に頑張っても、限界があるというところもあります。

ぜひ、家出元といいますか、それぞれのその方たちが住んでいる自治体のほうでも、きちんと女性の支援ですとか、家庭の支援ですとか、福祉を充実させることで、家出をしてこないというようなことを取り組んでいただかないと、この問題は解決しないというふうに思っておりますので、その辺はやはり東京都さんをお願いをしたいなというふうに思っております。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

これ、都内だけでなく近隣県まで関係するところがあると思うのですが、いかがでしょうか。

○六串子供・子育て支援部育成支援事業調整担当課長 そうですね。都内の繁華街、ト一横もはじめとしてですけども、ご指摘のとおり区民でない方、むしろ都民でもない他県から全国から集まってきてしまっているという状況がございます。

一方で、現にそこに、保護を要する若年女性がいらっしゃるところでは、やはりそれを、現実を無視することもできないので、目の前の課題にはしっかり対応しつつ、ご指摘のような根本的な解決策ということも同時並行で探っていければよいのかなというふうに考えています。

○小林委員長 難しいですね。

地域の意味が全然違ってしまいますね。

ほかはいかがでしょうか。もう少し時間がございます。

よろしいですか。

この件については、多分これからいろいろな議論があると思いますし、地域福祉支援計画にどのように盛り込んでいくかというのは大きな課題になってきますので、引き続き検討していただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、今日は二つの議題を巡りまして、一つは、重層的支援体制の実施をこれからどういうふうに進めていくか、多様な対応が求められるという点。

それから、女性支援ですね、困難な課題を抱える女性への支援についてのお話伺いまして、大変勉強になりました。

このようなことを含めまして、支援計画の次の枠組を考えていただければと思います。ありがとうございました。

また、第3期の計画策定に向けまして各分野の計画につきましても、いろんな情報をいただき、それを計画にどう盛り込むかにつきましても議論していただければと考えています。ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。よろしく願いいたします。

○畑中生活福祉部計画課長 小林委員長、各委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。

第2回のこの推進委員会につきましては、年明けを予定してございます。

開催近くなりましたら、事務局より、また日程の調整をさせていただければと思ってございます。

また、本日の議事録の確認については、ご発言いただきました方々に事務局より確認をお願いさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

○小林委員長 ありがとうございました。

長時間ご議論いただきましてありがとうございました。

それでは、本日の委員会はこれにて散会といたします。

お疲れさまでした。

(午前 11時50分 閉会)